

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 3 0 日

各民間保育所設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 多田 博史

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和 3 年度東京都保育サービス推進事業補助金の取扱いについて

平素より東京都の保育行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度東京都保育サービス推進事業補助金について、令和 3 年 9 月 1 3 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和 3 年度東京都保育士等キャリアアップ補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金の取扱いについて」を发出させていただいたところですが、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業及び休日保育について、下記のとおり追加でお知らせいたします。

記

1 延長保育事業

内閣府及び厚生労働省発出の令和 2 年 4 月 1 7 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いについて」（以下「国通知」という。）が、昨年度に引き続き今年度も有効であるとの見解が厚生労働省より示されました。

つきましては、国通知を踏まえ、各区市町村が、利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと認め、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、子ども・子育て支援交付金の対象とした場合は、別紙に記載の算定方法により算定してください。

なお、子ども・子育て支援交付金の延長保育事業の算定方法については、各区市町村宛てにお問い合わせください。

2 病児保育事業、一時預かり事業及び定期利用保育事業

延長保育事業と同様に国通知が有効であるため、国通知を踏まえ、各区市町村が、利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと認め、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、子ども・子育て支援交付金の対象とした場合は、子ども・子育て支援交付金の算定方法に準じて、延べ利用児童数を算定してください。また、都単独型一時預かり事業及び定期利用保育事業についても、同様に算定してください。

なお、子ども・子育て支援交付金の各事業の算定方法については、各区市町村宛てに

お問い合わせください。

3 休日保育

内閣府・厚生労働省・文部科学省発出の事務連絡「「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて」に準拠し、各区市町村が、公定価格（内閣府告示第49号）「休日保育加算」の対象とした場合は、当該加算項目の延べ利用児童数についても公定価格の算定方法に準じて、算定してください。

4 問合せ先

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課保育助成担当 飯高・魚井・中島

電話番号：03-5937-7682

メールアドレス：careerup@section.metro.tokyo.jp

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和3年度東京都保育サービス推進事業補助金における延長保育事業の算定方法について

1 算定方法

延長保育事業の利用児童数に関わらず、利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供（以下「支援の提供」という。）を行ったと区市町村が認める場合、その期間を算定から除外することができる。

なお、一か月を通して算定から除外する期間となる場合、当該月を除いた年間の平均利用児童数（小数点以下四捨五入）を当該月の平均利用児童数とする。

2 各週の算定方法

(1) 延長保育事業を実施したが、支援の提供は行っていない週

延長保育事業を利用した児童数が、当該週の利用児童数となる。

延長保育事業の実施あり、できる限りの支援の提供なし

	日	月	火	水	木	金	土	
利用児童数	3	2	1	3	1	2	2	⇒
								一週間で最も多い日の利用児童数
								3

通常時と同様、延長保育事業を利用した児童数が当該週の利用児童数となる。ただし、できる限りの支援の提供はないため、当該週を算定から除外することはできない。

(2) 延長保育事業を実施し、支援の提供を行った週

延長保育事業を利用した児童数が、当該週の利用児童数となる。ただし、支援の提供を行ったと区市町村が認める場合、当該週を算定から除外することもできる。

延長保育事業の実施あり、できる限りの支援の提供あり

	日	月	火	水	木	金	土	
利用児童数	0	1	0	0	0	0	0	⇒
								一週間で最も多い日の利用児童数
								1

通常時と同様、延長保育事業を利用した児童数を当該週の利用児童数として算定することもできるが、平均児童数が少なくなってしまうような場合は、当該週を算定から除外することもできる。

(3) 延長保育事業を休業したが、支援の提供を行った週

支援の提供を行ったと区市町村が認める場合、当該週を算定から除外することができる。ただし、区市町村が認めない場合、当該週の利用児童数は「0人」となる。

延長保育事業の実施なし、できる限りの支援の提供あり

	日	月	火	水	木	金	土
利用児童数	0	0	0	0	0	0	0

⇒

一週間で最も多い日の利用児童数
0

当該週を算定から除外することが可能。

(4) 延長保育事業を休業し、支援の提供も行っていない週

当該週の利用児童数は「0人」となる。

延長保育事業の実施なし、できる限りの支援の提供なし

	日	月	火	水	木	金	土
利用児童数	0	0	0	0	0	0	0

⇒

一週間で最も多い日の利用児童数
0

できる限りの支援の提供を行っていないため、当該週を算定から除外することはできない。

3 具体例

(例1) 4月の一か月間延長保育事業を休業したが、支援の提供は行っていた場合

一か月を通して算定から除外する期間となるため、当該月を除いた年間の平均利用児童数（小数点以下四捨五入）を当該月の平均利用児童数とする。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均利用児童数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

① 4月を除外 ↓

3

② 除外した4月以外の月（5月から3月）の平均を算出。今回の場合は、平均は3

③ ②で算出した数値を4月に適用

(例2) 各週で事業の実施状況が異なる場合

上記「2 各週の算定方法」を参考に各週を算定していく。

期間	一週間で最も多い日の利用児童数	事業の状況	算定方法
第1週	6人	延長保育事業の実施 <u>あり</u> 、 できる限りの支援の提供 <u>なし</u>	「6人」で算定する。
第2週	2人	延長保育事業の実施 <u>あり</u> 、 できる限りの支援の提供 <u>あり</u>	「2人」で算定する。ただし、支援の提供を行ったと区市町村が認める場合、算定から除外することもできる。
第3週	0人	延長保育事業の実施 <u>なし</u> 、 できる限りの支援の提供 <u>あり</u>	支援の提供を行ったと区市町村が認める場合、算定から除外することができる。 ※ただし、区市町村が認めない場合、「0人」として算定する。
第4週	0人	延長保育事業の実施 <u>なし</u> 、 できる限りの支援の提供 <u>なし</u>	「0人」で算定する。



第2週及び第3週を算定から除外する場合、当該月の合計利用児童数は、6人(第1週) + 0人(第4週) = 6人であり、当該月の延長保育事業実施期間は2週間(第1週と第4週)なので、当該月の平均利用児童数は、6人 ÷ 2週間 = 3人となる。

4 問合せ先

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課保育助成担当 飯高・魚井・中島

電話番号：03-5937-7682

メールアドレス：careerup@section.metro.tokyo.jp